

2020年2月26日 全3頁

気候変動リスクとバーゼル規制

銀行の「石炭・石油」セクター向け投融資、所要自己資本額引き上げ？

金融調査部 主任研究員 鈴木利光

[要約]

- 2020年1月20日、国際決済銀行（BIS）は、フランス銀行およびユーロシステムとの連名で、“The green swan: Central banking and financial stability in the age of climate change”と題するレポート（BISレポート）を公表している。BISレポートは、バーゼル規制における気候変動リスクの組み入れに関する議論に言及している。
- BISレポートでは、気候変動リスクを金融リスクの一部とみなすとしたら、それを「第一の柱」（最低所要自己資本比率）に反映することが適切となりうるとしている。その場合の方法として、BISの外部において、「グリーン」セクター向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを引き下げる方向の議論と、「ブラウン」セクター（非「グリーン」セクター）向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを引き上げる方向の議論が存在することを紹介している。そのうえで、追加的な調査を要するとしつつも、後者が優勢になりつつある、という見方を示している。
- そして、何をもって「ブラウン」とするかの判断に際しては、合意された、客観的な「タクソミー」、すなわち「グリーン」セクターのリストが必要である、としている。
- 仮に上記の方策のバーゼル規制への導入が議論の俎上に載せられた場合は、「タクソミー」に各国裁量が付与されるのか否か、が最大の関心事項の一つとなろう。ちなみに、EUタクソミーの法案（2019年12月合意時点）では、「石炭・石油」セクターが「グリーン」セクターには含まれない、すなわち「ブラウン」セクターとなることが明記されている。

1. はじめに

2020年1月20日、国際決済銀行（BIS）は、フランス銀行およびユーロシステムとの連名で、“The green swan: Central banking and financial stability in the age of climate change”と題するレポート（以下、「BISレポート」）を公表している¹。

BISレポートの目的は、気候変動が中央銀行、規制当局および監督当局にもたらす主要な課題

¹ BISウェブサイト参照 (<https://www.bis.org/publ/othp31.htm>)

等をレビューすることにある。

本稿では、BIS レポートのうち、バーゼル規制（銀行の自己資本比率規制）への言及部分につき、簡潔に紹介することとしたい。

2. 「グリーンスワン」とバーゼル規制

まず、BIS レポートのタイトルに用いられている、「グリーンスワン」の意味であるが、「気候変動版の『ブラックスワン』」といった言い換えが可能である。BIS レポートでは、気候変動を、「グリーンスワン」、ひいては次の金融危機の発生要因と位置付けている。

そして、BIS レポートは、バーゼル規制における気候変動リスクの組み入れ（“integrating climate-related risks into prudential supervision”）に関する議論に言及している。

BIS レポートでは、気候変動リスクを金融リスクの一部とみなすとしたら、それを「第一の柱」（最低所要自己資本比率）に反映することが適切となりうるとしている。その場合の方法として、BIS の外部において、「グリーン」セクター向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを引き下げる方向の議論と、「ブラウン」セクター（非「グリーン」セクター）向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを引き上げる方向の議論が存在することを紹介している。そのうえで、追加的な調査を要するとしつつも、後者が優勢になりつつある、という見方を示している。

そして、何をもって「ブラウン」とするかの判断に際しては、合意された、客観的な「タクソノミー」、すなわち「グリーン」セクターのリストが必要である、としている。

3. 「ブラウン」セクター

それでは、現時点で考えられる「ブラウン」セクターとは何か。

欧州連合（EU）にて検討されている「EU タクソノミー」とは、「2050年までに温室効果ガス排出量をゼロ（ネット）にする」というEUの目標達成に不可欠である、「持続可能な経済活動」を分類するシステムをいう²。このEU タクソノミーは、欧州委員会が2018年5月24日に法案を公表した後、2019年12月に欧州議会とEU理事会との間で合意がなされている。

² EU タクソノミーの詳細については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

- 「進むEU持続可能なファイナンスの制度改正」（吉井一洋/鈴木利光/藤野大輝、『大和総研調査季報』2020年新春号（Vol. 37）、pp. 14-27）
https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/esg/20200110_30049.html
- 「金融当局が懸念する気候変動リスク」（太田珠美/田中大介、『大和総研調査季報』2020年新春号（Vol. 37）、pp. 4-13）
https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/esg/20200110_30048.html
- 「EU持続可能なファイナンスから考えるサーキュラーエコノミー（循環経済）」（田中大介、2019年12月24日）
https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/esg/20191224_021225.html

この合意を経た法案をもってしても、「グリーン」セクター³の具体的なリストは明記されておらず、追って公表される委任規定によって定めることとされている。

もっとも、「石炭・石油」セクター⁴については、この段階で、「グリーン」セクターには含まれない、すなわち「ブラウン」セクターとなることが明記されている。

EU タクソノミーは、あくまでも EU のルールではあるが、EU 域内の企業と取引関係を有する第三国の企業への影響が不透明である、という懸念がある。

4. おわりに

BIS レポートでは、「ブラウン」セクター向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを引き上げるといふ、単純な方策に対する疑問を呈している。

すなわち、「グリーン」セクター向けエクスポージャーが、「気候変動と無関係の金融リスク」の抑制に資する、ひいてはそのリスク・ウェイトを（「ブラウン」セクターのそれと比して）低くすることに正当性がある、とする理由が明確ではない、という疑問である。

いずれにせよ、仮に「ブラウン」セクター向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを引き上げるといふ方策のバーゼル規制への導入が議論の俎上に載せられた場合は、「タクソノミー」、すなわち「グリーン」セクターのリストに各国裁量が付与されるのか否か、が最大の関心事項の一つとなろう。

以上

³ EU タクソノミーの法案でいう、“environmentally sustainable economic activities”を指す。

⁴ 欧州議会と EU 理事会との間で合意に至った EU タクソノミーの法案テキストの Article 14(2a)では、“power generation activities that use solid fossil fuels”と表記されている。